

特定非営利活動法人 AMIGO PROJECT 倫理規程

(前文)

特定非営利活動法人 AMIGO PROJECT(以下、この団体という。)は、広く一般市民に対して、日本在住外国人と日本人の相互理解のために事業を行い、外国人と日本人が共に「学ぶ・楽しむ・共存する」機会を作るほか、暮らしや教育、職業等の情報発信を行うことでグローバルな社会づくりに寄与することを目的とする。この団体は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとする。この団体のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(本文)

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この団体は、その設立目的に従い、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この団体は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この団体は、すべての人の基本的人権を尊重し、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的志向等、いかなる理由によっても差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この団体は、関連法令及びこの団体の規約、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。なお、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を排除し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度での対応を徹底しなければならない。

(私的利益の禁止)

第5条 この団体の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 この団体の役職員は、その職務の執行に際し、この団体との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、代表理事による是正を図るため必要な手続きを行うこととし、役職員はその決定に従わなければならない。なお、特定の事業にかかわる項目については、事業の目的や内容などに応じて別途諸規定を定めることとする。

(利益相反行為の禁止)

第7条 利益相反行為の疑いがある場合、役職員はその行為をすぐに代表理事に開示報告し、代表理事は必要な改善の措置を勧告する。勧告を受けた役職員は代表理

事に対して、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。
2 助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体および個人などの関係者に対し、特別な利益を与えないものである。

(利益相反行為の自己申告)

第8条 役職員は、定期的に「利益相反に該当する事項」に関して、代表理事に自己申告しなければならない。また代表理事は、その自己申告に対し、内容確認を徹底し、迅速な意見及び是正を図らなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第9条 この団体の役職員は、その職務の執行に際し、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行うものに対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 この団体は、その事業活動に関する透明性を図るため、規約、収支予算、議事録等、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第11条 この団体は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第12条 この団体の役職員は、非営利活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第13条 この団体は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。